

改正実用新案制度について思う



会員 山本 晃司

目 次

1. はじめに
2. 実用新案制度の利用状況の把握
 - (1) 審議会の参考資料の検討
 - (2) 審議会における肯定的意見
3. 実用新案制度の使い勝手と平成 15 年法改正が与える影響について
 - (1) 明細書の整備に関する自由度について
 - (2) 特許出願と実用新案登録出願との選択について
 - (3) 存続期間の延長について
 - (4) 実用新案制度の存在価値についての付言
4. おわりに

.....

1. はじめに

平成 5 年の法改正により実用新案制度が無審査登録制へ移行してから 10 年余の期間が経過した。法改正当時は、特許制度との役割分担が明確化されたことにより相応の利用があるのではないかとの期待的意見と、権利の不安定さ等を理由とする無審査登録制への懐疑的な意見とが入り交じっていたように思うが、この 10 年間の現実はどうであったろうか。出願数で見れば、平成 5 年の旧制度における出願数が約 7.7 万件であったところ、平成 5 年改正の施行直後の平成 6 年の出願数は約 1 万 6 千件へと激減し、以降出願数は漸次減少して平成 14 年は 8 千件程度であったという⁽¹⁾。さて、この減少傾向を捉えて実用新案制度の意義はなくなったと見るべきなのか、それとも未だに制度維持の要請があると見るべきなのか。正直なところ、筆者は無審査登録制における実用新案登録出願を殆ど経験しておらず、どちらかと言えば前者寄りの立場であった。しかしながら、本稿の依頼をきっかけとして、筆者は産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の実用新案制度ワーキンググループ（以下、実用新案制度 WG と略す。）の平成 15 年法改正に関する審議資料等を改めて通読してみた。また、筆者の周囲の実務家にも実用新案制度の利用状況について問うてみた。その結果として実用新案制度の利用にはそれなり

の理由があり、制度の存在価値はあながち否定できないことを実感した。無審査登録制度移行後の出願動向から見て、実用新案制度に対し制度の存在価値に懐疑的な印象を持っている弁理士は少なくないと推察するが、平成 15 年法改正を踏まえて、今一度、実用新案制度の存在価値を検討しておくことも無駄ではなかろう。筆者が感じたことを少しでもお伝えできればと思い本稿を執筆した次第である。

2. 実用新案制度の利用状況の把握

(1) 審議会の参考資料の検討

従来の無審査登録制度（平成 15 年改正前の制度）については、早期権利化に対して一定の魅力を感じつつも、存続期間が出願後 6 年と短い（実 15 条）、技術評価書を提示しなければ行使ができない（実 29 条の 2）、権利行使を基礎付ける実用新案登録が無効となった場合に無過失を証明しない限り損害賠償責任を負う（実 29 条の 3）、過失の推定規定（特 103 条）の準用がない（実 30 条）、登録後は請求項の削除しか訂正ができない（実 14 条の 2）、といった権利行使に対する制限が大きいがために特許出願を選択せざるを得ないというのが我々の一般的な認識であったように思う。このような認識は、実用新案制度 WG が参照したアンケート調査の結果⁽²⁾からも伺える。

しかしながら、アンケート調査結果では、回答者を資本金 1 億円以上の大企業、1 億円未満の中小企業、及び個人に区分して、区分毎に回答を集計しているが、これらの区分間で回答状況が幾分異なることに注意したい。例えば、制度の利用度に関するアンケートでは、大企業の 59% が制度改正があっても実用新案制度を全く利用しないと答える一方、中小企業及び個人で同一回答をしたものはそれぞれ 27%、21% に止まっている。さらに、特許制度と実用新案制度とを併存させる必要性に関しては、大企業の 75% が特許制度だけで十分とする一方、中小企業の 59%、個人の 71% は

併存が必要と回答している。

また、平成5年改正法の下における実用新案の国内出願人の内訳は約60%が法人、約40%が個人で占められており、法人出願の約45%は中小企業による出願であるという⁽³⁾。特許出願の内訳は法人が約95%、約5%が個人である。

これらの状況から察するに、無審査登録制へ移行後の実用新案制度は中小企業や個人の利用によって支えられている側面が特許制度に比して遙かに大きく、これらの利用者が今後も制度利用に積極的な態度を示しているようである。無審査登録制へ移行後の実用新案制度は、制度の仕組みが特許制度と大きく異なったことに伴い、その利用状況においても特許制度とは異なる側面が確実に現れている、と言えるであろう。そして、この度の法改正においても、こうした中小企業、個人を中心とした利用者による制度存続の要望に応えるべく、制度廃止論を排してさらなる制度改善を目指すこととなったようである⁽⁴⁾。但し、筆者はここで念のために指摘しておきたいが、中小企業や個人による制度存続の要望が大企業のそれよりも高いというのはアンケート調査が出願人の規模毎に集計結果を示したことの反射として導かれるものに過ぎず、大企業における実用新案制度存続の要望を全否定するものではない。大企業においても事案の性質によっては実用新案制度が特許制度よりも適応する局面が当然に存在するはずである。要は、実用新案のメリットがより強く発揮される事案が、大企業におけるそれよりも中小企業、個人において相対的に多いということであろう。

(2) 審議会における肯定的意見

では、実用新案制度WGの審議会においては実用新案制度の利用に対して具体的にいかなる意見が出たのであろうか。特許庁ホームページで公開されている審議会の議事録を参照してみると、実用新案制度の廃止、特許制度への一本化を主張する意見が企業の立場から主張されていることにまず気付く。しかしながら、実用新案制度を肯定的に捉えた立場の意見も少なからず存在する。例えば、第1回審議会において、玩具メーカー（企業規模から言えば大企業である）に所属の委員は、出願後約5ヵ月で登録を受けられることが非常に魅力的であること、技術評価書において(6)の評価（すなわち先行技術文献が存在しないとの評価）を受けることができた場合には発売直後に出てくる模倣品の排除に効果があること、評価書(6)の実用新案

権については大手の流通業者やそれに付随する問屋が模倣品を取り扱わないことを指摘している。また、実用新案の出願数が多いという企業の委員からは、模倣品対策にとっては特許制度、実用新案制度、意匠制度、商標制度のように色々な制度があった方が望ましい、という指摘がある。さらに、模倣品対策に関しては特許制度では対応し切れない面があり、半年、1年のライフサイクルのものであっても権利を取得していることによる抑止効果があるという指摘が他の委員からも出されている。

このように、製品のライフサイクルが短く、模倣品が直ぐに登場するような業界においては、権利行使における制限の大きさを踏まえたとしても、早期権利化のメリットが大きく、そこに実用新案制度を利用する十分な理由が存在するようである。我々が実用新案制度の存在価値を考えると、特許出願されている多くの発明を実用新案で出願した場合にどうであろうか、という視点で捉えがちである。まず、この点についての考え方を改め、現実実用新案制度を利用している者の立場で物事を考える必要があろう。制度設計が異なる以上は、特許制度に適した案件もあれば、実用新案制度に適した案件もあり、実用新案の存在価値やその利用を検討するならば、実用新案制度に適した案件を念頭に置いて制度の利用や法改正の影響を考えなければならない、ということである。

なお、権利取得による抑止効果に関しては、実際に制度を利用している弁理士から筆者が教示されたことをお伝えしておきたい。すなわち、実用新案登録を受けた場合、その後に考案の技術的範囲に属する模倣品を製造販売することは実用新案権の侵害行為として損害賠償請求の対象となる。これに対して、特許出願の場合には、出願内容が客観的に特許性を有すると考えられるものであったとしても、権利が取得されるまではせいぜい補償金請求権の対象となるだけである。ライフサイクルの短い製品では、出願公開さえ未だの状況が少なくないであろうから、模倣品の製造販売に対して抑止力がない。すなわち、権利成立までは模倣のし放題ということになりかねない。このように、早急な権利行使が必要とされる局面においては、実用新案権の早期登録による模倣抑止効果が確実に発揮されるのである。

また、筆者は審議会の議事録において次の指摘も気がかりであった。それは実用新案登録出願に関する外国人と内国人との出願比について、外国人の比率が

徐々に増加しているという指摘である（第1回審議会の議事録及びその資料1を参照されたい）。特許出願においては外国人の出願比率が10%程度でほぼ一定しているようであるが、実用新案については1996年でほぼ10%であるところ、2001年には20%を超えるほどに上昇している。この点に関して、審議会の一つの脅威として捉えている意見があるし、ドイツの実用新案制度に関して、実用新案制度が存在する国（例えば中国、韓国）からドイツの実用新案への出願が多いが日本からドイツの実用新案制度への出願はそうでもないという指摘もある。勿論、特許では権利が取得できないようなものを無審査登録に着目して実用新案で出願して権利を取得する、という使われ方が相当数含まれていることもあろうが、我々が思う以上に外国（特に実用新案制度が利用されている国であろう。）の出願人において我が国の実用新案制度の存在価値が理解され、それが我が国の実用新案に関する出願人比率に反映されているのではないかという懸念を拭い去ることができない。我々は実用新案制度の活用について大きな見落としをしているのかもしれない。

3. 実用新案制度の使い勝手と平成15年法改正が与える影響について

ここまでの説明により、実用新案制度の存在価値について筆者が思うところを多少なりとも理解して頂けたであろうか。しかしながら、存在価値については理解できても、実用新案制度のデメリットとされている権利行使の種々の制限を考慮すれば、未だ実用新案の利用に躊躇する向きも少なくないであろうし、平成15年法改正によってもなおその実用新案制度のデメリットは十分に解消されていないと見る向きも少なくないであろう。しかしながら、平成15年法改正により権利行使に関するこれまでの制限は緩和されており、改正前制度を既に利用していた者からみれば制度の使い勝手は確実に向上しているように筆者は思う。そこで、以下では平成15年法改正下における実用新案制度の使い勝手について筆者なりの検討を加えてみたい。但し、あくまでも私見に過ぎないことをお断りしておく。

(1) 明細書の整備に関する自由度について

我々弁理士が従来の実用新案制度の使い勝手について真っ先に懸念を覚えることは、出願後に明細書を整備する機会が乏しいということであったように思う。

特許制度においては、補正の制限があるとはいえども、出願後に発見された先行技術や第三者の実施状況に応じて明細書を補正又は訂正してこれらに対応する自由度がある程度は確保されている。これに対して、従来の実用新案制度では、出願後5ヵ月程度で実用新案権が登録され、以降は請求項の削除でしか後発的事由に対応する明細書の整備ができなかったため、登録後の対応の自由度が乏しいとの実感があった。勿論、出願時に入念に先行技術調査をし、明細書作成に完全を期しておけば請求項の削除のみでも十分な対応が取り得るであろうが、これに要する時間的、経済的負担を考慮すれば現実問題としては相当の無理があった。しかしながら、平成15年法改正によれば、特許制度の訂正と同様に実用新案登録請求の範囲の減縮訂正が可能となった（改正後の実14条の2）。これにより、後発的事由への対応自由度は相当に改善されたのではいであらうか。

もっとも、減縮訂正の回数は1回限りであり、しかも実用新案技術評価書の送達後2ヵ月以内、又は最初に提起された無効審判の答弁書期間のうち、いずれか早い時期までという時期的制限がある（改正後の実14条の2第1項）。しかしながら、実用新案制度の利用状況の特質を考慮すると、これらの制限は減縮訂正を認めた意義を実質的に失わしめるほどのものではないように筆者は思う。まず、特許制度においても権利行使に際して頻繁に訂正を繰り返す事例がどれほど存在するであろうか。そもそも訂正は権利行使に対する無効審判請求と対をなすものと言って過言ではなく、繰り返し訂正をする必要があるということは権利行使が繰り返し行われ、その都度に権利の有効性を巡る新たな攻撃防御が行われるということであろうが、そのようなケースは比較的希なものではないであろうか。実用新案制度は製品のライフサイクルが短く、模倣品が早期に出現するような技術分野に対してより適した制度として活用されていることは上述した通りである。そうであるならば、実用新案権についての権利行使の機会はいわば一発勝負的なものが多数ではないかと解されるのであり、その権利行使の機会に訂正を検討すれば十分な対応ができる事案は決して少なくないのではなかろうか。

実用新案技術評価に対応した訂正に関しては、従来技術評価の体裁やその信頼性の面で疑問を呈する意見があり、技術評価の結果を踏まえて行った訂正がその後の権利行使に対する攻撃防御に果たして耐え得る

か、という意見もあろう。しかし、平成15年法改正と前後して特許庁が公表した「実用新案技術評価書の作成」の改定審査基準によれば、平成16年7月28日以降に作成の実用新案技術評価については、「評価についての説明の欄に、審査官がそのような評価をした理由が理解できるような説明を記載する」とされており、少なくとも技術評価に関する利用者の理解度が高まり、よりの確な訂正を行い得るようになるものと期待できる。

さらに進んで、出願段階における明細書の整備に関しても、筆者はいずれそのハードルが低下するものと感じている。その理由は特許出願に対する環境の変化にある。特許出願に関しては平成2年法改正により明細書の補正が大幅に制限され、新規事項の追加が一切禁止されることとなった。これに伴って、審査段階における特許請求の範囲の補正の自由度が大幅に低下したことは周知の事実である。つまり、特許出願に関しても出願段階から整備された明細書を作成することが13年前から求められているのである。しかも、先行技術文献記載制度（特36条4項2号）の導入により、間接的であるにせよ⁽⁶⁾、特許出願時に先行技術文献を踏まえて明細書を整備することが促されている。さらに、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下、特例法）の平成15年改正により、調査機関が民間開放され（特例法37条）、特例登録調査機関制度の導入より、外部調査機関を出願人が先行時技術調査のために利用することも認められるに至った（特例法39条の2）。これらの措置により、先行技術調査に関する精度向上、負担の軽減が見込まれ、出願前において整備された明細書を作成することに対する出願人の負担感は徐々に低減されていくのではないであろうか。しかも、裁判所の侵害訴訟においても特許の無効判断がごく一般的に行われるようになり、権利行使に対する防御方法として必ずしも無効審判を経る必要が無くなってしまったし、裁判の迅速化もあって、特許の明細書に関しては出願前の整備の重要性が明らかに増している。つまり、特許出願に関してさえも、出願時に作成した明細書の内容でその後の運命が概ね決まり、事後的な対応の余地は確実に狭まっているのである。このような作用が特許出願に関して働くほど、実用新案登録出願の明細書を作成する際の負担感は相対的に低減されるように思う。そうすると、実用新案制度におけるメリットである早期権利化の比重が相対的に高まり、訂正の回数及び時期に関する制限はさした

る問題ではなくなる可能性があるのではないであろうか。そうであれば、減縮訂正が許容されたことにより実用新案制度の使い勝手は確実に向上していると言って過言ではなかろう。

(2) 特許出願と実用新案登録出願との選択について

次に、実用新案制度の利用をためらわせていた理由としては、出願後の事情の変化により、早期権利化という実用新案のメリットが薄れ、実体審査を経た信頼性の高い特許権を取得することが必要となった場合の対応ができない、ということがあった。例えばライフサイクルが短いと見込んで実用新案登録出願をして製品を販売したところ、これが当たってライフサイクルの長期化が見込まれる場合の対応ができない、といったケースに対して従前の実用新案制度では対応が難しかった訳である。この点が出願当初に特許出願を選択せざるを得ない大きな理由になっていたように思う。この点に関しては、今回、実用新案登録に基づく特許出願が制度化されたことにより（特46条の2）、大きな転換が図られた。

もともと、登録後の特許出願は実用新案登録出願後3年に限られているから、当初から特許出願をして審査請求を保留し、必要に応じて実用新案登録への出願変更（実10条）を検討した方がよい、との見方もあろう。しかしながら、出願時に早期権利行使が予想される事案においては、特許出願を選択して模倣品に対する何らの抑止力を持たない状態で放置するよりも、実用新案登録により出願後3年間に亘って抑止効果を確保しておく方がより適切なケースが確実に存在するのではないか。出願後3年もあれば、その間の製品の販売や模倣品の出現状況からライフサイクルについての予測も十分付くであろう。また、実用新案登録に基づく特許出願制度においては、実用新案技術評価を請求した案件について特許出願の選択を認めない制限を課しているが、これについても無用な実用新案技術評価を避け、模倣品対策として必要に迫られた場合に限り実用新案技術評価を請求することである程度は回避が可能ではある。では、模倣品が出てくる前に他人（権利行使を嫌う模倣品関係者であろう）により実用新案技術評価が請求された場合はどうであろうか。この場合には確かに見極めが難しい。しかしながら、他人が実用新案技術評価を請求するということは、請求人が権利に関心を持っており、少なからずのケースで特許出願への切り換えによる権利の空白化を狙う意図が存

在すると見てよいように思う。侵害者の側において実用新案登録が存在する場合に一番厄介なことは、模倣行為が権利侵害による損害賠償請求に直結することであろうからである。この点を意識して模倣行為の状況を俯瞰すれば、特許出願に切り換えるべきか、それとも実用新案登録を維持すべきかはある程度の予測が付くことも決して少なくないであろうし、仮に実用新案登録を選んだ場合でも上述した通り技術評価書を踏まえた減縮訂正が可能であるから、従来制度と比して実用新案制度の使い勝手は確実に向上している。すなわち、従来、ライフサイクルの不透明性を理由として特許出願を当初から選択せざるを得なかったケースの少なからずが、今後の実用新案制度の下では、当初より実用新案を選択して早期権利化による抑止効果を優先するという対応を取り得るということである。この点は早期権利化に魅力を感じる利用者において大いに検討されるべきものと思う。

(3) 存続期間の延長について

従来の実用新案制度に関しては出願後6年の存続期間では短すぎるという批判があったようであるが、この点は諸外国（ドイツ、中国、韓国等）に歩調を合わせるように出願後10年へと存続期間が延長された（実15条）。筆者は早期権利化による模倣品排除に実用新案制度の意義を見出しており、その多くは短期勝負であり、ライフサイクルが長期化するものについては実用新案登録に基づく特許出願を選択することが適当ではないかと思う。しかしながら、出願時に実用新案登録又は特許出願のいずれを選択するかを検討する際において、6年という存続期間が利用者を特許出願に向けさせる作用を有していたであろうことは否定できないし、これが10年に延長されたことにより、利用者をして特許出願よりも実用新案出願を選択させる作用は相応に生じるであろう。

もっとも、存続期間の延長に関しては、その付随的改正でもある登録料の改定（実31条）に注目すべきである。実用新案を選択した場合と特許出願を選択した場合との間におけるコストの比較は実用新案制度WGでも行われており、平均的請求項数（7.6）においては実用新案技術評価をしたとしても未だに実用新案登録を選択した方が特許出願よりも低コストである、と説明されている。但し、これには代理人費用が含まれていないし、出願後3年間に限って言えば、特許出願では審査請求料の支払を保留することができる一方で、

実用新案の場合には登録料を支払う必要が確実に存在するから、一概に実用新案制度の方が低コストと決め付ける訳にはいかない。しかしながら、単純なコスト比較はさておいて、今回の法改正では、存続期間が10年に延びたこともあって登録料が見直され、特に登録後1年～3年目の登録料が大幅に減額された。実用新案をひとまず選択し、出願後3年間、つまり特許出願へと切り換え得る最大期間における登録維持のコストの低減を図ったものとして大いに歓迎すべき改正であり、この点においても実用新案制度の使い勝手は確実に向上したと言えるであろう。

(4) 実用新案制度の存在価値についての付言

平成15年法改正は上記の3点を柱とするものと見てよいが、ここでは法改正を離れて実用新案制度の存在価値についてさらなる考察を加えてみたい。我々が実用新案制度の存在価値を否定しがちであった理由はそもそも何であったのだろうか。一つには訂正の制限緩和の項で指摘したように、明細書の作成に関する負担感があつたように思うが、この点は上記したように特許制度に関する環境変化により相対的に薄れてきていたのであり、むしろ整備された明細書を出願時から作成する努力を我々が十分に果たしてきたか、という疑問に突き当たる。実用新案制度の利用状況の特徴を十分に考慮しておけば、果たして従来制度下において権利行使に耐え得る明細書を作成することが本当に無理な相談であったのか。技術的には特許出願よりも易しいものが実用新案に回っているのであり、実用新案に求められている成果にしても、特許によって保護されるべき大発明のそれと比して遙かに小さいもので十分ではなかったであろうかという点に鑑みれば、実用新案に関して我々が向けるべき努力は、特許出願における補正の制限への対策として我々が求められてきたものと本質的には大差がなかったのではないか。実用新案制度について十分な検討をせず、いわば食わず嫌いの状態でこれまで通してきたのではないか、という感慨を筆者は本稿の執筆を通じて痛感した次第である。

また、権利行使というと我々が思い浮かべる第一は警告書を発し、十分な成果が得られなければ司法解決を求めるというものであり、いわば狭義の権利行使と言ってもよいであろう。しかしながら、権利行使を広義に解すれば、権利行使は何も司法による最終解決を前提としたものに限らないのである。むしろ、司法解決を前提とせず、ライセンス交渉により当事者間で自

主的に紛争を解決することが企業間における一般的な権利行使の態様であろう。上記したように、玩具業界では技術評価書で(6)の評価を得た実用新案登録に対する模倣品については流通が止まるという慣行が存在するようであるし、筆者が聞き及んだところでは、中小企業間における自主交渉においては、実用新案登録が存在すること自体により交渉が進むことも希ではないようである。こうした視点に立てば、我々がこれまで権利行使の制限により実用新案制度は使い勝手が悪い、と抱いていた感想は果たして正解であったであろうか。この点についても筆者は大いに考えさせられるものであった。

さらに、無審査登録が利用者に与えるプラスの心理的効果についても筆者は教えられるものがあったのでここでお伝えしておきたい。それは、中小企業や個人においては、技術開発の成果を知的財産で守るように薦めても、特許出願に対しては未だ抵抗感(ここではそんな大層なものではない、という感覚)があり、これに対して実用新案に関しては小発明保護という伝統的な感覚が存在するがために比較的受け入れられやすく、しかも早期に登録が得られることにより、これらの利用者に自己の技術に対する一種の自信、そして次なる技術開発への意欲を生じさせる作用がある、というものである。一笑に付される指摘なのかもしれないが、筆者には実用新案制度の存在価値について極めて重要な示唆を含んでいるように思えてならない。

4. おわりに

以上のように、実用新案制度に関しては確実にこれを活用している分野が存在するのであり、使い勝手に関しても、立場が変われば必ずしも悪いと決め付けられるべきものではなかったし、平成15年法改正により使い勝手は確実に向上している。それ故に、実用新案制度についてはもっと多くの利用者に活用されてもよいのではないであろうか。今回の改正内容については、肯定、否定の両説が入り乱れているようであるが、少なくとも実用新案制度をより望ましい方向に修正すべく関係各位が努力されたことは確かであるし、現に制度存続を強く要望していた利用者が存在する以上、改正制度を実効あらしめるべく努力することは我々弁理士の責務でもある。

筆者は平成5年改正が議論されていた当時、三宅正男先生のとある講演会に参加したところ、実用新案制度の撤廃は先人の知恵と努力とを踏みにじるものであ

ると三宅先生が壇上で大層憤慨されておられたことを今でも鮮明に記憶している。制度の意義や価値が時代とともに変遷することは当然としても、利用者が減少したからといって単純にこれを廃止すればよい、という問題ではないであろう。現実に活用している者があ

る限り、それを参考にしてさらなる活用を検討すべきであるし、多くの利用者に活用されるようになれば、制度もより良きものへと改善されていくはずである。筆者は日本弁理士会知的財産支援センターにおいて3年半ほど中小企業支援担当の事業部にて活動してきたが、その経験から、知的財産を活用した地域活性化、それによる知財立国の実現を図るためには、大企業の大発明のみならず中小ベンチャー企業においても知的財産を活用した自立、成長が必要不可欠であることを実感している。しかも、これらの者にとっては模倣品対策が最も重要な課題となっており、それには実用新案制度が極めて有効な手段となり得る可能性を秘めているように思う。また、今回の法改正作業においても、中小企業・個人からの制度存置の要望が高かったことが制度廃止論を排して法改正を進めた一つの支えとなっている。知財立国に対する弁理士への期待がかつてないほど高まっている現状においては、今一度、実用新案制度のメリットを見直し、その活用を少しでも多くの弁理士に検討して頂きたいと思う。本稿がその一助になれば望外の喜びである。

注

- (1) 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会作成の報告書「実用新案制度の魅力向上に向けて」の第1章の4「実用新案制度の現状」を参照されたい。
- (2) 実用新案制度WGの第3回審議会で資料4として配布されており、特許庁ホームページから入手することができる。URLは<http://www.jpo.go.jp/shiryou/index.htm>
- (3) 実用新案制度WGの第1回審議会で配布された資料1「実用新案制度の現状と課題」を参照。
- (4) 特許庁総務課制度改正審議室の木村陽一氏による「実用新案制度の見直し」(「L&T」No.23 2004/4)にも、「審議会においては、実用新案制度の利用に対する根強い要望に鑑み、議論はあったが、これを存続させることでコンセンサスが形成された。」とある。
- (5) 先行技術文献記載制度は出願前に出願人が知っていた文献を記載することを求めるものであって、先行技術調査を義務付けるものではないが、先行技術文献に対する差別化を意識して出願時から整備された明細書を作成することを促す効果はそれなりに存在するように筆者は思う。

(原稿受領 2004.9.13)